

コンビニエンスストアにおける新潟市民病院使用料及び手数料収納事務の委託について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定に基づき、コンビニエンスストアにおける新潟市民病院使用料及び手数料の収納を、次のとおり委託したので地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 10 日

新潟市病院事業管理者 大谷 哲也

委託事務の内容	コンビニエンスストアにおける新潟市民病院使用料及び手数料 収納事務
委託期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
収納事務受託者	東京都文京区本郷 3 丁目 33 番 5 号 三菱 U F J ニコス株式会社 代表取締役 角田 典彦